

那塩環第736号  
令和6(2024)年3月6日

株式会社 IWD 栃木  
代表取締役 杉山 孝 様

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

産業廃棄物安定型最終処分場 第三期整備事業（最終処分場の拡張）  
環境影響評価方法書に対する意見について

那須塩原市環境影響評価条例第18条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は次のとおりです。

#### 記

##### 1 総括的事項

- (1) 本事業の実施に当たっては地域住民の理解が不可欠であることから、事業実施による環境への影響について、地域住民に丁寧かつ十分な説明を行うなど情報発信に努めるとともに、住民からの意見や要望に対しては誠意を持って対応すること。  
なお、住民への説明、対応等の内容については、随時市に報告すること。
- (2) 事業実施予定地周辺には複数の住居が存在することから、景観維持、生態系保全、騒音対策等の観点から造成森林が適切なものとなるよう十分に配慮すること。  
なお、造成森林については、既存樹林帯の状況を踏まえたものとする。  
また、植林後は適切に管理を行うこと。
- (3) 本事業は既存の最終処分場を拡張するものであることから、法令等に基づく環境影響調査、自主的に行ってきた環境調査等のデータを踏まえ、既存処分場の整備及び供用による周辺環境の変化の特徴を把握し、その結果を本事業に係る予測、評価及び環境保全措置に反映させること。
- (4) 環境影響評価を行う過程においては、最新の知見、専門家の助言等を踏まえ、必要に応じて環境影響評価項目及び手法を追加するなど適時適切に実施すること。

## 2 個別的事項

### (1) 地下水

ア 工事の実施並びに施設の存在及び供用による排水の影響が下流域及び周辺地域に及ぶ懸念があるため、事業実施予定地の敷地境界のほか、より下流域及び周辺地域にも調査地点を設けること。

なお、具体的な調査方法等については、事前に市と協議すること。

イ 工事の実施並びに施設の存在及び供用による環境負荷が地下水に影響することが懸念されるため、水質調査のほか地下水位の連続観測を行い、水位の変動状況等を把握するとともに、環境への影響を回避又は低減するよう適切な措置を講ずること。

なお、具体的な調査方法等については、事前に市と協議すること。

### (2) 植物及び動物

調査範囲及び調査期間以外においても、重要な種・群落等を発見した場合には、適切に保全、記録等を行うなど十分に配慮すること。

なお、具体的な調査方法等については、事前に市と協議すること。